

「次世代育成支援対策推進法」に基づく 社会福祉法人豊延会の行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

①育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など現行諸制度（改正法を含む）の周知

<対策>

- 平成 29 年 4 月～ 改正育児介護休業法（H29.1.1～）に対応した現行諸制度を整理し、職員へ周知。諸法改正時適宜改定する。

②三歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の制限制度の導入・周知

<対策>

- 平成 29 年 4 月～ 制度（育児・介護休業等に関する規則）の導入、職員への周知

③子の看護休暇制度・介護休暇制度の周知、休暇を取得しやすい職場環境づくり

<対策>

- 平成 29 年 4 月～ ②とともに現行制度の職員への周知
- 平成 29 年 4 月～ 休暇取得者に対する不利益取扱いの禁止の明示（就業規則等整備）、管理職等への研修・周知
- 平成 29 年 4 月～ 制度に関する職員へのアンケート調査等による実態把握
- 平成 30 年 4 月～ ニーズ集計・検討